

○三郷市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱

令和5年9月7日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、市が行う入札及び契約事務に関し、職員が受ける不正な働きかけへの対応について必要な事項を定めることにより、組織として適切な対応の徹底を図り、入札及び契約事務の公平性及び透明性を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)入札及び契約事務 市が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託等に係る入札及び契約に関する事務をいう。
- (2)不正な働きかけ 職員に対して公平及び公正な入札及び契約事務を確保する上で不適当な行為を行うことを要求することであって、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の事業者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - イ 特定の事業者の受注又は非受注に関する要求行為
 - ウ 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格、失格基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為
 - エ 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為
 - オ その他事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為
- (3)不正な働きかけ等 不正な働きかけ又は不正な働きかけに該当する疑いのある行為をいう。

(不正な働きかけ等への対応及び記録)

第3条 職員は、不正な働きかけ等に対しては、複数の職員で対応するものとする。ただし、複数の職員で対応することが困難である場合は、この限りでない。

2 職員は、不正な働きかけ等を受けたときは、当該不正な働きかけ等の内容並びに当該不正な働きかけ等を行った者の住所、氏名等及び電話番号（以下「当該不正な働きかけ等の内容等」という。）を確認し、当該者に対して、当該不正な働きかけ等の内容等に関する記録を作成する旨及び当該不正な働きかけ等の内容等について公表することがある旨を告知するものとする。

3 職員は、不正な働きかけ等を受けたときは、当該不正な働きかけ等の内容等について直ちに報告書に記録するものとする。

(不正な働きかけ等の報告)

第4条 職員は、前条第3項の規定により報告書に記録をしたときは、速やかに所属長に当該報告書を提出することにより報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、契約課長を経由して総務部長に報告するものとする。

3 総務部長は、前項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項について、三郷市建設工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(1) 当該報告に係る不正な働きかけに該当する疑いのある行為が不正な働きかけに該当するかどうかの判断に関する事項

(2) 当該報告に係る不正な働きかけに対する必要な措置に関する事項

(委員会における審議等)

第5条 委員会は、第4条第3項の規定により意見を求められたときは、同項第1号又は第2号に掲げる事項について審議し、その結果を総務部長に報

告するものとする。

- 2 総務部長は、前項の規定による報告のうち当該行為が不正な働きかけに該当するものについては、市長に報告するものとする。

(公表等の措置)

第6条 市長は、前条第2項の規定により報告された不正な働きかけについて、必要があると認めるときは、速やかに当該不正な働きかけの内容の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月7日から施行する。